

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都府知事		平成29年 7月31日					
報告者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都府亀岡市大井町北金岐柿木原35番地		報告者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） イトン株式会社 代表取締役 木全 紀之 電話 0771-22-9600					
主たる業種	油圧・空圧機器製造業	細分類番号	2	5	2	3	
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号					
計画期間	平成26年4月から平成29年3月まで						
基本方針	温暖化効果ガス排出量の原単位を前年度比で毎年1%改善する【原単位：温室効果ガス/生産台数】						
計画を推進するための体制	当工場の事業活動に係る全ての人への教育や意識向上を推進し、継続的活動として全社EMPを設け、その目標を達成する為に各部署毎に活動内容を策定し経営トップが結果を逐次検証しながら率先していきます。						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (23~25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	4,064.2 トン	4,231.7 トン	4,044.5 トン	3,910.1 トン	-0.1 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	4,062.0 トン	4,231.7 トン	4,044.5 トン	3,910.1 トン	0.0 パーセント	
	実績に対する自己評価	ラインの効率化、待機電力の削減及び主要設備の合理化（高効率の機器への更新）を進めるなどの省エネ活動を推進した結果、基準年度に対して、温室効果ガス排出量が0.1%改善し、前年度比では3.3%改善する事が出来た。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率
	工場	事業活動に伴う排出の量 (生産台数×0.001)	11.81	12.14	11.66	10.02	-4.55 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
	実績に対する自己評価	ラインの効率化、待機電力の削減及び主要設備の合理化（高効率の機器への更新）を進めるなどの省エネ活動を推進した結果、基準年度に対して、原単位が15.2%の改善し、前年度比でも14%改善する事が出来た。					
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考	
		23.0 パーセント	23.0 パーセント	23.0 パーセント	23.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(26)年度	空気ドライヤーをインバータ仕様に更新（第三工場） 空調設備更新（事務棟1F, 2F）					
	(27)年度	エアコンプレッサーをインバータ仕様に更新（第一工場）、エアコンプレッサー（標準）を更新（第三工場）					
	(28)年度	空調設備更新（事務棟3F）					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	公共交通機関を利用する人には、会社から交通費を全額負担している					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	効果があると考え					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの		トン	トン	トン		
	地域産木材の利用によるもの		トン	トン	トン		
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの		トン	トン	トン		
	グリーン電力証書等の購入によるもの		トン	トン	トン		
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの		トン	トン	トン		
合計		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動							
特記事項	第一計画期間の超過削減量を、第二計画期間の温室効果ガス排出量から次のとおり差し引く。						
	超過削減量	第1年度	第2年度	第3年度			
	トン	トン	トン	トン			

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。
 5 「重点的に実施する取組の実施状況」とは、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施した取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。